

下関都市計画地区計画の決定（下関市決定）

下関第3勝谷地区地区計画を次のように決定する。

1. 地区計画の方針

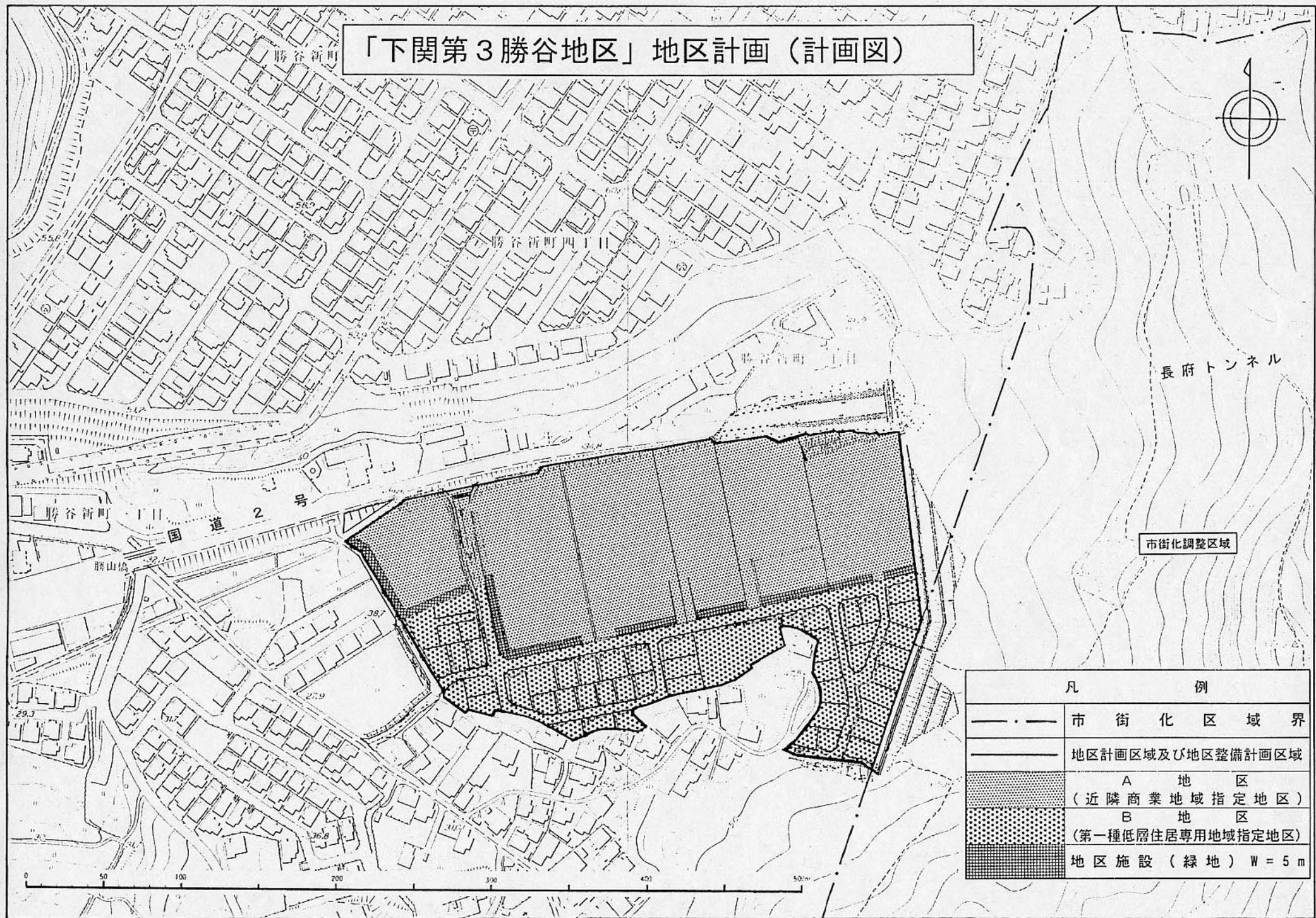
名 称	下関第3勝谷地区 地区計画	
位 置	下関市勝谷新町一丁目、大字勝谷字丸山、字合ヶ迫、字山の奥、字金鍔、字笹草	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 5.2ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区は、JR新下関駅の東約2.3kmの国道2号沿線に位置し、近隣商業地及び低層住宅地として、土地区画整理事業を実施した地区である。</p> <p>本地区計画は、建築物等に関する制限並びに土地利用に関する制限をすることにより、地区の計画的な土地利用と、近隣の低層住宅地の良好な住環境の保全を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区の土地区画整理事業の土地利用計画に従い、近隣商業地域にふさわしい商業・業務施設の立地を推進するとともに、低層住宅地の良好な住環境の保全に配慮する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区施設として、地区の南側の区画道路沿いに緑地を配置し、その機能の維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>近隣商業地域としてふさわしい商業・業務施設等の集積を図るとともに、良好な低層住宅地の住環境を保全するため、建築物の用途、意匠等について、必要な規制・誘導を行う。</p>

2. 地区整備計画

建築物等に関する事項	地区施設の配置及び規模	緑地	幅員 W = 5 m
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。	
		A地区 (近隣商業地域指定地区)	B地区 (第一種低層住居専用地域指定地区)
		(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (2) 建築基準法別表第二(と)項に掲げる建築物	—
	建築物等の形態又は意匠の制限	(1) 屋根、外壁の意匠は、周辺の景観に調和したものとする。 (2) 色彩は原色を避け、景観に調和した落ち着いたものとする。	
備考	上記の建築等の制限に関する事項は、次に該当する場合は適用しない。 (1) 市長が特にやむを得ないと認めたもの。		

「緑地の位置は、計画図表示のとおり」

「下関第3勝谷地区」地区計画（計画図）



凡 例	
— · —	市 街 化 区 域 界
——	地区計画区域及び地区整備計画区域
	A 地 区 (近隣商業地域指定地区)
	B 地 区 (第一種低層住居専用地域指定地区)
	地区施設 (緑地) W = 5 m